

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	臨時報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	2021年5月28日提出
<b>【ファンド名】</b>	NEXT FUNDS J P X日経400レバレッジ・インデックス連動型 上場投信
<b>【発行者名】</b>	野村アセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	松井 秀仁
<b>【連絡場所】</b>	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
<b>【電話番号】</b>	03-6387-5000
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

ファンドについて、信託終了（繰上償還）に係る手続きを開始することが決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号に基づき本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### イ．信託終了（繰上償還）の年月日

2021年6月30日（予定）

2021年6月8日に、信託期間を2021年6月30日までとする約款変更、および繰上償還に伴う償還金の支払いを規定する約款変更を行ないます。

### ロ．信託終了（繰上償還）に係る決定に至った理由

ファンドの投資信託約款第47条において、受益権の口数が20営業日連続して2万口を下回った場合、信託契約を解約し、信託を終了させますと規定しています。ファンドは、受益権の口数が2021年4月27日から2021年5月28日まで20営業日連続して2万口を下回ったことにより、約款に定める信託契約の解約の事由に該当することとなりましたので、信託終了（繰上償還）の手続きを開始することを決定しました。

### ハ．信託終了（繰上償還）に係る決定に関する情報の受益者に対する提供または公衆縦覧

東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービス（[https://www.release.tdnet.info/inbs/l\\_main\\_00.html](https://www.release.tdnet.info/inbs/l_main_00.html)）に信託終了（繰上償還）に関するお知らせを開示いたします。

委託会社のホームページ（<http://www.nomura-am.co.jp/>）に当該繰上償還に関するお知らせを掲載します。